

大阪狭山市まちづくり円卓会議条例

(目的)

第1条 この条例は、大阪狭山市自治基本条例（平成21年大阪狭山市条例第9号）の趣旨に基づき、市民がまちづくりの重要な課題について話し合うために対話及び交流の場として設けるまちづくり円卓会議（以下「円卓会議」という。）の運営を支援するための基本的な事項を定め、もって市民が主体的にまちづくりに参画し、大阪狭山市における地域内分権の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 円卓会議 中学校区（以下「校区」という。）内の市民で構成され、自律的な運営が継続して行われる1校区を単位としたひとつ限りの組織をいう。
- (3) 地域内分権 校区内における共通の課題を迅速かつ効果的に解決するため、それぞれの円卓会議が自分たちの校区は自分たちでつくるという意識をもって活動し、その活動を市が支援する協働のまちづくりを行うことをいう。

(基本理念)

第3条 校区のまちづくりを進めるに当たっては、円卓会議及び市が対等の立場で互いの役割を理解し、協働して行うものとする。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、円卓会議の自主性及び自立性を尊重するとともに、その運営を支援するための必要な施策を講じるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、校区のまちづくりへの関心を高めるとともに、積極的にこれに参画するものとする。

(円卓会議の役割)

第6条 円卓会議は、校区内のすべての市民に開かれたものとし、校区におけるまちづくりに関する議論と合意に基づく市への事業提案等を行い、継続して校区のまち

づくりの推進を図るものとする。

（円卓会議の要件）

第7条 円卓会議は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する組織とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他円卓会議を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。
- (2) 円卓会議の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

2 円卓会議を設立し、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更したときも同様とする。

（地域ビジョン）

第8条 円卓会議は、校区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、校区の将来像及びそれを達成するための事業計画（以下「地域ビジョン」という。）の策定に努めるものとする。

2 市は、円卓会議が策定する地域ビジョンを尊重するとともに、各種計画及び施策に反映させるよう努めるものとする。

（円卓会議の事業）

第9条 円卓会議は、前条の地域ビジョン等に基づき、次の各号に掲げる事業の中から必要な事業を行うものとする。

- (1) 地域コミュニティの育成に関する事業
- (2) 地域福祉の増進に関する事業
- (3) 環境に関する事業
- (4) 防犯、防災等に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、校区のまちづくりにつながる事業

（円卓会議への支援）

第10条 市は、前条の事業が円滑に進むよう必要な情報の提供、助言、財政的な支援その他の環境の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の規定に基づき、財政的な支援を行うに当たっては、その内容及び手続について規則等で定めるものとする。

（相互交流）

第11条 市は、円卓会議が校区のまちづくりについての成果を発表し、相互に交流

できる機会を設けるよう努めるものとする。

(活動の制限)

第12条 円卓会議は、大阪狭山市市民公益活動促進条例（平成14年大阪狭山市条例第13号）第2条第1項各号に規定する活動をしてはならない。

(円卓会議の法人化)

第13条 円卓会議は、自らが権利及び義務の主体となり、公益性の明確化等基盤の強化を図るため、法人格の取得に努めるものとする。

(情報の公開と個人情報の保護)

第14条 円卓会議は、その事業に関する透明性を確保し説明責任が果たせるよう、その保有する情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護に努めるものとする。

(事業の評価)

第15条 円卓会議は、その事業に対して自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

(条例の見直し)

第16条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、必要に応じ見直すものとする。

2 市長は、前項の検討及び必要な見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。